

企業局 だより

✿ 水道料金改定の理由	P1
✿ 改定後の料金について	P2
✿ 新しい料金の特徴	P2
✿ 改定後の水道料金早見表・計算方法等	P3
✿ 茨城県内事業者との水道料金水準の比較	P4
✿ Q&A コーナー	P4

今後も安定して安全な水道水を市民の皆様へ届けるために

「令和8年4月1日」

水道料金を改定いたします。



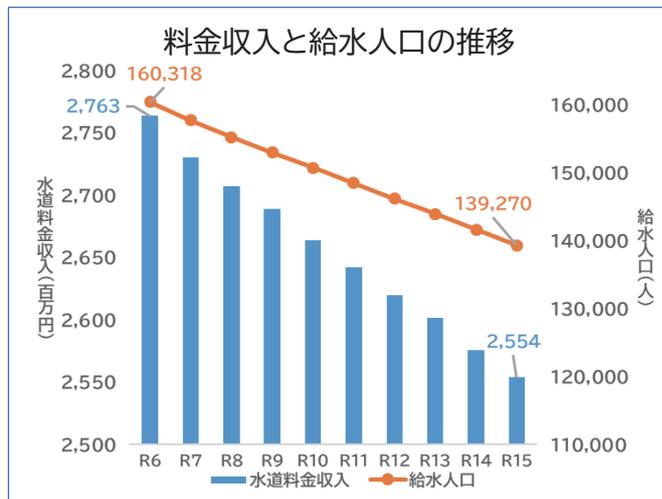
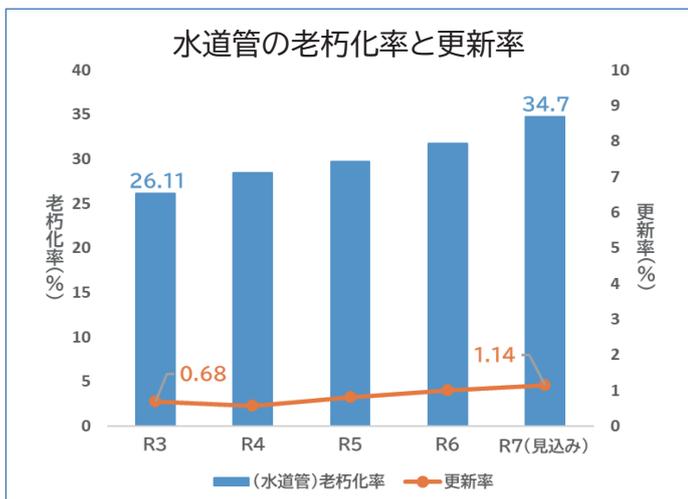
(※下水道使用料の変更はありません)

水道料金改定の理由

生活に欠かすことのできないライフラインの一つである水道事業は、利用者の皆さまからの料金収入で運営されています。近年は人口減少等により料金収入が減少していますが、水道管の老朽化による断水など、日常生活に影響を及ぼす事故や頻発する大規模災害に備えた施設の老朽化・耐震化対策を強化する必要があります。また、電力費や資材費などの物価高騰は、少なからず水道事業の経営を圧迫しています。

このように水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、事業運営に必要な財源を確保し、今後も皆様に水道水を安定してお届けするために、**水道料金を改定**いたします。

- ・本市の水道は、県内では早期に整備を進めてきたことから、浄水場などの施設や水道管の老朽化が急速に進んでいます。
- ・特に水道管の老朽化は、大規模な漏水事故等につながる可能性があるため、計画的な更新が必要ですが、そのためには多大な更新費がかかります。



※老朽化率・・・法定耐用年数を超えた水道管延長の割合を表す指標
 ※更新率・・・当該年度に更新した水道管延長の割合を表す指標

改定後の料金について

① 基本料金

(税抜)

口径	基本料金(2か月)			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
13mm	1,880円	1,580円	+300円	18.99%
20mm	2,900円	2,420円	+480円	19.83%
25mm	3,760円	3,140円	+620円	19.75%
30mm	4,360円	3,640円	+720円	19.78%
40mm	7,200円	6,000円	+1,200円	20.00%
50mm	10,800円	9,000円	+1,800円	20.00%
75mm	24,000円	20,000円	+4,000円	20.00%
100mm	42,000円	35,000円	+7,000円	20.00%

② 従量料金

(税抜)

使用水量(2か月)	1m ³ あたりの従量料金(口径:13mm~25mm) ※主に一般家庭			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
1m ³ ~20m ³	27円	23円	+4円	17.39%
21m ³ ~40m ³	149円	126円	+23円	18.25%
41m ³ ~60m ³	175円	144円	+31円	21.53%
61m ³ ~200m ³	219円	180円	+39円	21.67%
201m ³ 以上	269円	219円	+50円	22.83%

使用水量(2か月)	1m ³ あたりの従量料金(口径:30mm以上) ※主に事業所等			
	新料金	旧料金	改定額	改定率
1m ³ ~40m ³	149円	126円	+23円	18.25%
41m ³ ~60m ³	175円	144円	+31円	21.53%
61m ³ ~200m ³	219円	180円	+39円	21.67%
201m ³ 以上	269円	219円	+50円	22.83%

新しい料金の特徴

●平均改定率 20%

●一般家庭に配慮した料金

一般家庭(13mm~25mm)で使用水量が概ね 30 m³/月までの使用者が負担する料金の改定率を平均改定率未満に抑制します。

●安定的な経営を確保するための料金

使用水量が減少傾向にある中で、使用水量の減少に影響されにくい基本料金の収入割合を維持します。

水道料金改定の例 【表示金額は標準料金1か月分、消費税10%込み】

	メーター口径	使用水量	改定前料金	改定後料金	差額	改定率
1人世帯	13mm	10m ³	1,122円	1,331円	+209円	18.6%
2人世帯	20mm	20m ³	2,970円	3,531円	+561円	18.9%
3人世帯	20mm	30m ³	4,554円	5,456円	+902円	19.8%
飲食店	30mm	50m ³	10,318円	12,419円	+2,101円	20.4%
工場	50mm	80m ³	19,206円	23,188円	+3,982円	20.7%

改定後の水道料金早見表(2か月)

(消費税10%込み)

口径 水量	13mm	20mm	25mm
0 m ³	2,068	3,190	4,136
1	2,097	3,219	4,165
2	2,127	3,249	4,195
3	2,157	3,279	4,225
4	2,186	3,308	4,254
5	2,216	3,338	4,284
6	2,246	3,368	4,314
7	2,275	3,397	4,343
8	2,305	3,427	4,373
9	2,335	3,457	4,403
10	2,365	3,487	4,433
11	2,394	3,516	4,462
12	2,424	3,546	4,492
13	2,454	3,576	4,522
14	2,483	3,605	4,551
15	2,513	3,635	4,581
16	2,543	3,665	4,611
17	2,572	3,694	4,640
18	2,602	3,724	4,670
19	2,632	3,754	4,700
20	2,662	3,784	4,730

口径 水量	13mm	20mm	25mm
21	2,825	3,947	4,893
22	2,989	4,111	5,057
23	3,153	4,275	5,221
24	3,317	4,439	5,385
25	3,481	4,603	5,549
26	3,645	4,767	5,713
27	3,809	4,931	5,877
28	3,973	5,095	6,041
29	4,137	5,259	6,205
30	4,301	5,423	6,369
31	4,464	5,586	6,532
32	4,628	5,750	6,696
33	4,792	5,914	6,860
34	4,956	6,078	7,024
35	5,120	6,242	7,188
36	5,284	6,406	7,352
37	5,448	6,570	7,516
38	5,612	6,734	7,680
39	5,776	6,898	7,844
40	5,940	7,062	8,008

口径 水量	13mm	20mm	25mm
41	6,132	7,254	8,200
42	6,325	7,447	8,393
43	6,517	7,639	8,585
44	6,710	7,832	8,778
45	6,902	8,024	8,970
46	7,095	8,217	9,163
47	7,287	8,409	9,355
48	7,480	8,602	9,548
49	7,672	8,794	9,740
50	7,865	8,987	9,933
51	8,057	9,179	10,125
52	8,250	9,372	10,318
53	8,442	9,564	10,510
54	8,635	9,757	10,703
55	8,827	9,949	10,895
56	9,020	10,142	11,088
57	9,212	10,334	11,280
58	9,405	10,527	11,473
59	9,597	10,719	11,665
60	9,790	10,912	11,858

水道料金の計算方法

- 口径20mmで2か月40m³使用した場合

$$\{ \text{基本料金} 2,900\text{円} + (\text{従量料金} 20\text{m}^3 \times 27\text{円} + 20\text{m}^3 \times 149\text{円}) \} \times \text{消費税} = 7,062\text{円}$$

※従量料金の単価は、口径20mmの場合、20m³までは単価27円、21m³から40m³までは単価149円になる。
 ※基本料金、従量料金はP2を参照ください。



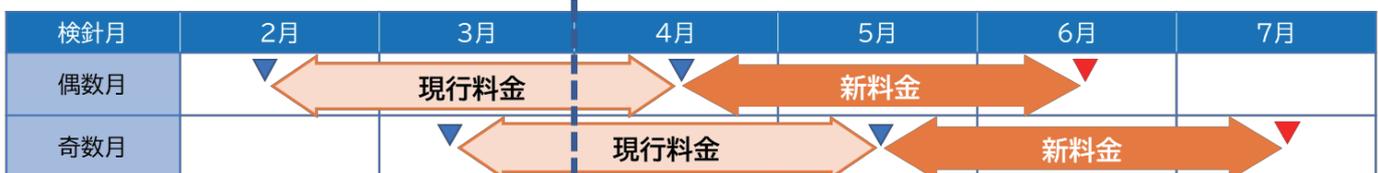
詳しい料金表や計算方法については、日立市企業局ホームページでご確認ください。



HPはこちら!

新料金の適用時期

令和8年3月31日以前から使用している場合、令和8年4月1日以降初めての検針は現行の水道料金を適用し、2回目以降の検針分から新料金を適用します。引っ越し等により、令和8年4月1日以降に使用開始した場合、初めての検針から新料金が適用されます。

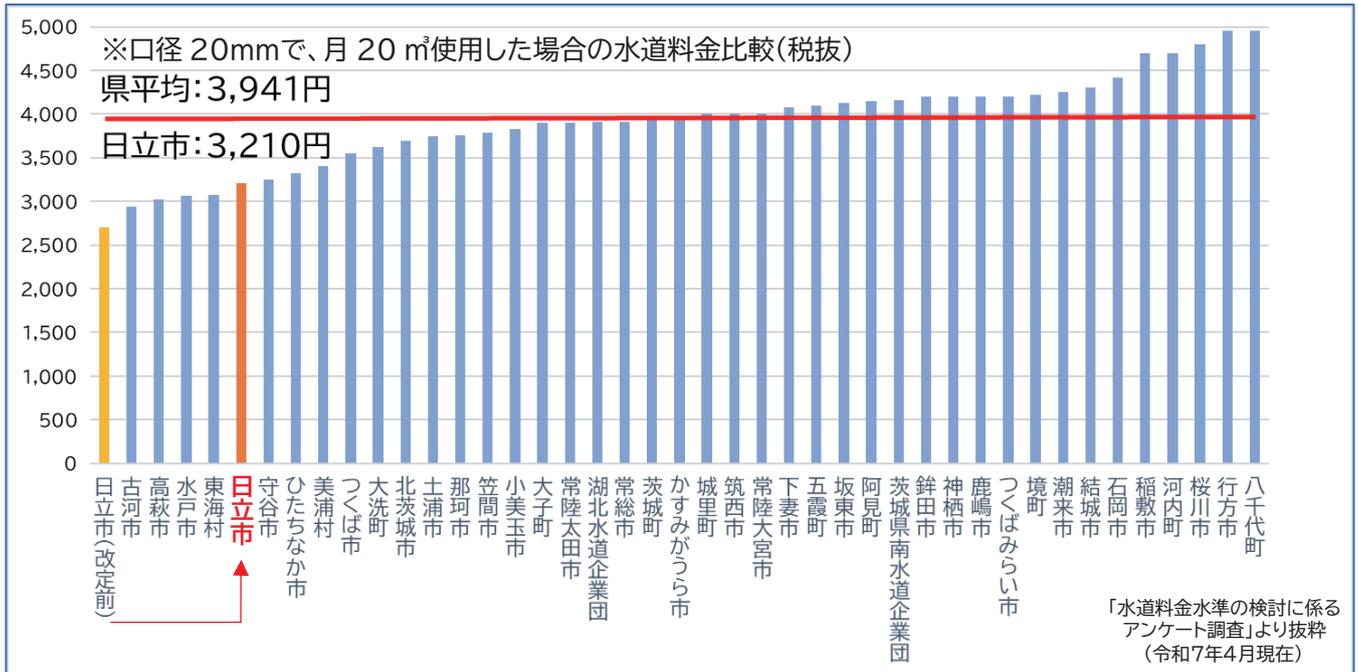


▼: 検針(旧料金)
 ▼: 検針(新料金)

令和8年4月1日

茨城県内事業者との水道料金水準の比較

これまで最も安価であった日立市の水道料金は、改定後においても他事業者に比べ、安価な水準を維持しています。



Q&A コーナー



Q. 前回の料金改定はいつ行われたのですか？



A. 前回は平成 26 年(2014 年)に行っており、12 年ぶりの改定となります。



Q. 改定率 20%はどのように算出しているのですか？



A. 今後 5 年間(令和 8 年～令和 12 年)のすべての年度において、単年度収支の黒字を確保する必要があるため、期間内の赤字の幅が最大となる令和 12 年度で黒字が確保できるよう、改定率を算出しました。

※企業局ホームページに、その他の Q&A を掲載しております。

お問合せ内容	担当課	電話
料金改定に関すること	水道総務課	☎22-3111 内線491・495
料金に関すること	料金課	☎22-3111 内線582・585



←HPはこちら！

広 告

水まわりの相談は
信頼の当組合員へ

日立市指定管工事協同組合

電話 0294 (34) 5544
日立市会瀬町 2-32-22

下水道のつまり・あふれ等でお困りの際は

日立下水道維持管理協議会

専門知識を持った技術者が対応しますので
安心してお任せ下さい

☎0294-35-7601
日立市桜川町2-6-17
事務局: 榎古川技建内